

令和4年度

直方市水道事業 水質検査計画書



直方市上下水道・環境部

電話 (0949) 25-2179

目 次

○令和4年度 直方市水質検査計画

- (1) 水質検査計画に関する基本方針 1
- (2) 水道事業の概要
- (3) 当該水道を巡る原水及び浄水の水質状況
及び水質管理上の留意点 2
- (4) 水質検査を行う採水地点
- (5) 水質検査を行う項目、採水頻度及びその理由
- (6) 臨時の水質検査および水質異常時の対応について 3
- (7) 水質検査の方法
- (8) 水質検査計画及び検査結果の公表方法
- (9) その他水質検査計画の実施に際し配慮すべき事項
 - ・ 水質検査結果の評価
 - ・ 水質検査計画の見直しに関する事項
 - ・ 水質検査の精度と信頼性保証
 - ・ 関係者と連帯に関する事項
 - ・ 健康診断に関する事項
- (10) 法第20条第3項の規定により水質検査を
委託する場合における当該委託の内容 4
 - ・ 委託の範囲
 - ① 具体的な検査項目、頻度
 - ② 試料の採取及び運搬方法
 - ③ 臨時検査の取扱い
 - ・ 委託した検査の実施状況の確認方法

〔別紙1〕 浄水について（採水検査項目時期等留意点）

打向配水池系

内ヶ磯配水池系

〔別紙2〕 原水について（採水検査項目時期等留意点）

尾崎水源地 遠賀川表流水

尾崎水源地 浅井戸

尾崎浄水場 尾崎貯水池

内ヶ磯浄水場 福智山ダム

打向浄水場 力丸ダム

水道におけるクリプトスポリジウム等の対策指針におけるリスクレベルについて

〔別紙-3〕 水質異常時の対応について

〔図-1〕 水質検査(浄水、水質基準項目及び水質管理目標設定項目)を行う採水地点

〔図-2〕 浄水処理・配水フロー

表 1-1 《浄水》水質基準項目検査頻度

表 1-2 《浄水》水質管理目標設定項目検査頻度

表 1-3 《原水》水質基準項目検査頻度

表 1-4 《原水》水質管理目標設定項目検査頻度

表-2 水道におけるクリプトスポリジウム等の対策指針に基づくリスクレベル表

表-3 平成 30 年度・令和元年度・令和 2 年度
クリプトスポリジウム等、大腸菌及び嫌気性芽胞菌 結果集計表

表-4 令和 4 年度水質検査予定表

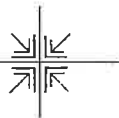
表-5 水道法第 4 条第 2 項の規定に基づく水質基準に関する省令に定める 51 項目表

表-6 水質管理目標設定項目

表-7 平成 30 年度・令和元年度・令和 2 年度 水質検査集計表

水質検査を行う採水地点 [図-1]

打向配水地系：植木保育園



鞍手町

八幡西区

内ヶ磯配水地系：萬福寺さくら保育園

小倉南区

内ヶ磯配水池
容量：2,000m³

宮若市

打向配水池
容量：16,868m³

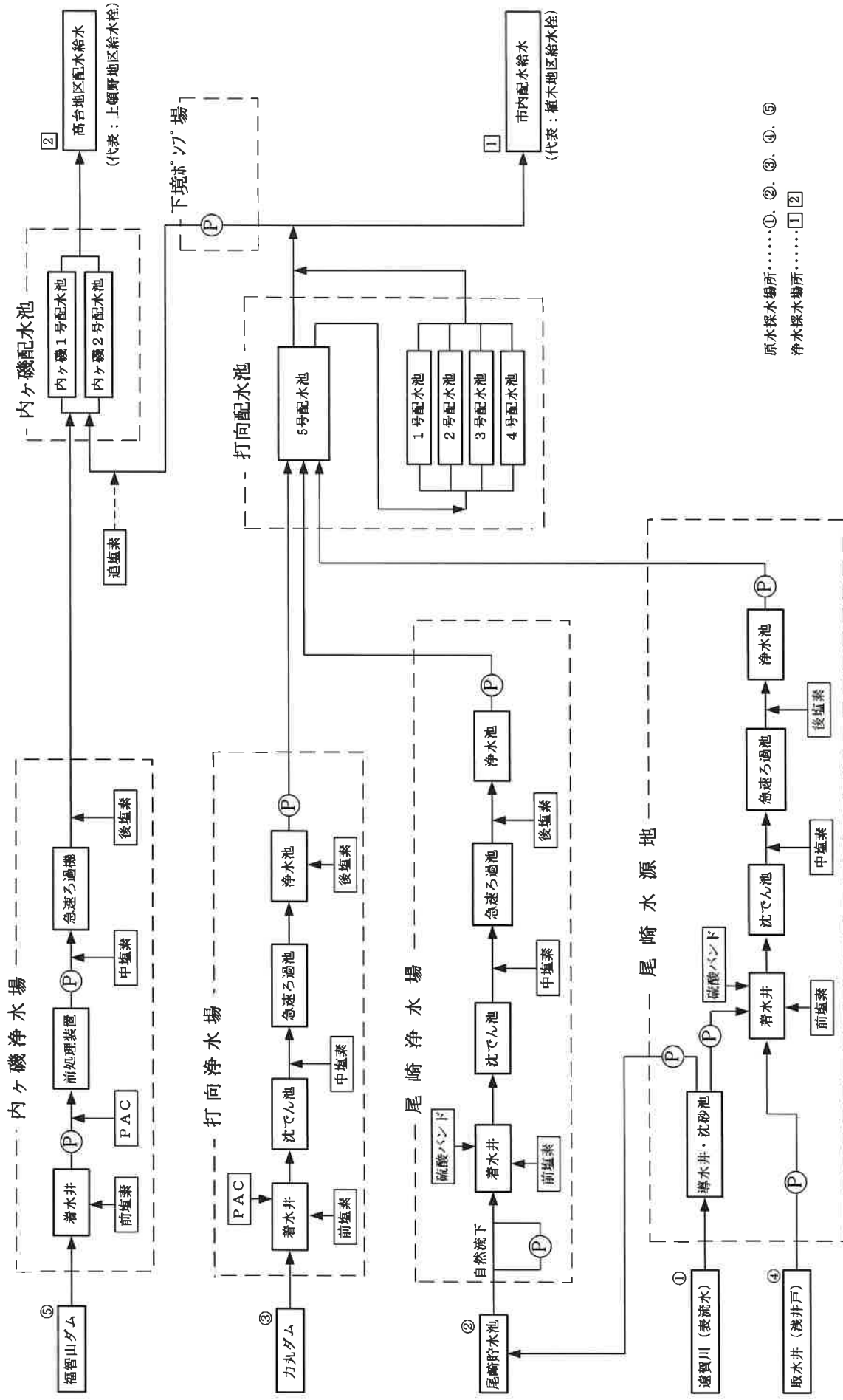
福智町

小竹町

飯塚市

北九州市

凡	例
	打向配水地系
	内ヶ磯配水地系



令和4年度 直方市水質検査計画

(1) 水質検査計画に関する基本方針

安全な水道水の供給を目的とし、水質基準項目及び水質管理目標設定項目に基づき、水質検査を合理的、効率的かつ体系的、組織的に実施し、その検出状況を的確に把握、分析し水道水質管理の充実強化を図ることにより、将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期すことを基本方針とします。また、水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査は、国が定めた水道水の検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」等）によって行います。なお、その他項目の検査は、上水試験方法（日本水道協会）等によって行います。

(2) 水道事業の概要

浄水場の概要

浄水場名	水源名	水源種類	認可水量 (m^3 / 日)	浄水処理方法	施設能力 (m^3 / 日)
尾崎水源地	遠賀川	表流水	4,000	急速ろ過 前塩素処理 中間塩素処理 後塩素処理 粉末活性炭 マンガン接触ろ過 多層ろ過	8,900
	取水井	浅井戸	5,000		
打向浄水場	力丸ダム	ダム直流	12,000	急速ろ過 前塩素処理 後塩素処理 マンガン接触ろ過	11,600
尾崎浄水場	尾崎 貯水池	ダム直流	7,600	急速ろ過 前塩素処理 中間塩素処理 後塩素処理 粉末活性炭 マンガン接触ろ過 多層ろ過	7,400
内ヶ磯 浄水場	福智山 ダム	ダム直流	2,500	急速ろ過 前塩素処理 中間塩素処理 後塩素処理 マンガン接触ろ過	2,400

給水状況（令和2年度末現在）

給水人口	55,629 人
普及率	99.20 %
給水世帯	23,218 世帯
計画一日最大給水量	35,100 m ³
一日最大給水量	26,476 m ³
一日平均給水量	18,605 m ³

（3）当該水道を巡る原水及び浄水の水質状況及び水質管理上の留意点

水源である尾崎貯水池で夏場を中心に藻類の発生が観測され、特定の藻類発生に伴い浄水で臭気物質である 2-メチルイソボルネオール・ジェオスミンが検出されることがあります。そのため 2-メチルイソボルネオール・ジェオスミンの検査を浄水で 7 月から 10 月にかけて行い水質の監視を行います。

（4）水質検査を行う採水地点〔図-1〕

浄水で毎月の定期水質検査を配水池系ごとに 2 箇所で行い、尾崎水源地、尾崎浄水場及び内ヶ磯浄水場で原水検査を行っています。なお打向浄水場系の水源である力丸ダム原水の検査については、力丸ダム管理協定（北九州市・直方市）により、北九州市で検査を行い検査データの提供を受けます。

・ 浄水採水場所

1. 打向配水池系 植木地区 給水栓
2. 内ヶ磯配水池系 上頓野地区 給水栓

（5）水質検査を行う項目、採水頻度及びその理由

浄水：厚生労働省令第 101 号（平成 15 年）、第 142 号（平成 15 年）及び第 135 号（平成 19 年）、第 174 号（平成 20 年）、第 18 号（平成 22 年）、第 11 号（平成 23 年）、第 15 号（平成 26 年）、第 29 号（平成 27 年）、第 38 号（令和 2 年）に定める基準項目並びに、水道法関連法令等に定める内容に従い設定しました。

（法令等に変更があったときは、最新の改定内容にて実施します。）

〔別紙-1〕, 表 1-1, 表 1-2, 表 5, 表 6

原水：厚生労働省令第 101 号（平成 15 年）、第 142 号（平成 15 年）及び第 135 号（平成 19 年）、第 174 号（平成 20 年）、第 18 号（平成 22 年）、第 11 号（平成 23 年）、第 15 号（平成 26 年）、第 29 号（平成 27 年）、第 38 号（令和 2 年）に定める基準項目、水道法関連法令等並びに「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」（平成 19 年）に定める内容に従い設定しました。

（法令等に変更があったときは、最新の改定内容にて実施します。）

〔別紙－2〕，**表 1－3**， **表 1－4**， **表 5**， **表 6**

（６）臨時の水質検査および水質異常時の対応について

水質異常時の対応について〔別紙－3〕に、基づき対応します。

臨時の水質検査は、通知（健水発第 1010001 号）に準じて対応します。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき
- ② 水源に異常があったとき
- ③ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- ④ 浄水過程に異常があったとき
- ⑤ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき
- ⑥ その他特に必要と認められるとき

（７）水質検査の方法

毎日検査以外の定期及び臨時検査については厚生労働大臣登録検査機関に委託します。毎日検査の色、濁り、味、臭気、消毒の残留効果は直方市で行います。

（８）水質検査計画及び検査結果の公表方法

水質検査計画は毎事業年度の開始前に策定し、ホームページで公開しています。

上下水道・環境部でも閲覧できるようにしています。

（９）その他水質検査計画の実施に際し配慮すべき事項

・ 水質検査結果の評価

検査結果の項目ごとに基準値と照合し分析評価を行い、水質変動等の状況把握に努めるとともに異常値が認められたときは、直ちに再検査を行うなど所要の措置を講じます。

- ・ 水質検査計画の見直しに関する事項

原水、浄水中で周辺環境等の状況変化により、水質管理の上で留意すべき事象が生じ水質の変動等が認められる場合または、予測される場合は、状況変化に応じて検査項目、検査回数を見直しを行います。

水質検査計画の作成に当たっては、平成 30 年度から令和 3 年度までの水質状況を考慮し計画を作成しました。

- ・ 水質検査の精度と信頼性保証

水質検査の実施は、その精度管理、信頼性の保証が重要であり「判断の独立性」が求められるため、厚生労働省令の定めるところにより、厚生労働大臣の登録する者に委託するなど正確な検査結果を得られる実施体制としています。

- ・ 関係者と連帯に関する事項

水道水源汚染の監視のため、「遠賀川水系水質汚濁防止連絡協議会」、「遠賀川水系水道事業者連絡協議会」等関係機関および厚生労働大臣登録検査機関と常に連絡を図り、汚染の早期発見に努めるとともに、事故があるときは直ちに適切な対策を講じます。

- ・ 健康診断に関する事項

浄水場で従事する職員は、水道法施行規則第 16 条に基づき検便検査を行っています。

水道法施行規則第 16 条ではおおむね 6 ヶ月ごとに 1 回とありますが、直方市では、年 6 回実施しています。

(10) 法第 20 条第 3 項の規定により水質検査を委託する場合における当該委託の内容

- ・ 委託の範囲

- ① 具体的な検査項目、頻度

令和4年度 水質検査頻度表

表 1-1

,

表 1-2

,

表 1-3

,

表 1-4

令和4年度 水質検査予定表

表 4

各検査項目のセット内容については、

表 5

,

表 6

② 試料の採取及び運搬方法

検査予定表に従い、原水については、上下水道・環境部の職員で採取を行い検査機関に受け渡しを行っています。

浄水については、検査機関が採取を行っています。

特に一般細菌・大腸菌・pH・味・臭気・色度及び濁度の項目については、試料を採取後、検査機関による試験開始までの時間は、告示法(厚生労働省告示第 261 号)に従い 12 時間以内で実施されるようにしています。

採取及び運搬方法の詳細については、「定期(臨時)水質検査取扱要領」に必要な事項を定めています。

③ 臨時検査の取扱い

水質異常時の対応〔別紙－3〕に従い臨時及び緊急の水質検査依頼があった場合は、その都度検査機関と協議の上検査項目等を確認し、速やかな対応に努めています。尚、詳細については「定期(臨時)水質検査業務取扱要領」に必要な事項を定めています。

・ 委託した検査の実施状況の確認方法

水質検査機関には、検査結果の根拠となる資料（分析チャート等）をいつでも閲覧できる状況にし、分析が的確に実施されているか否かを確認するために「日常業務確認調査」の立ち入りを求めることができるようにしています。

また、水質検査の信頼確保のため水質検査機関には、外部及び内部精度管理の実施を義務付けています。

〔別紙－1〕

浄水について

打向配水池系

- * 打向配水池系から距離が遠く配水管の末端である植木地区の給水栓を代表して、浄水全 51 項目を水質が悪化すると考えられる夏場の 7 月に年 1 回検査を行い、その他の月は省略不可 9 項目について毎月検査を行います。
- * 消毒剤消毒副生成物 12 項目については、4 月、7 月、10 月、1 月の年 4 回検査を行います。
- * 過去 3 年間の検査結果で、厚生労働省令第百四十二号〔平成 15 年〕の三－ハに示されている 28 項目のうち、カルシウム、マグネシウム等（硬度）・蒸発残留物・アルミニウム及びその化合物が基準値の 1/5 を上回っていたため、年 4 回検査を行います。
- * 六価クロム化合物については、令和 2 年度から基準値が変更（0.05mg/L から 0.02mg/L）になったため、令和 4 年度まで年 4 回検査を行います。
- * 2-メチルイソボルネオール・ジェオスミンについては、夏場を中心に表流水の上流域や貯水池等で藻類の繁殖に伴い臭気物質の混入の可能性があるため、内ヶ磯配水池系と同様に 7 月から 10 月の年 4 回検査を行います。
- * より質の高い水道水の供給を目指すための目標との位置づけである、水質管理目標設定項目中のおいしい水等の 10 項目を 7 月に年 1 回検査を行います。
- * 水質管理目標設定項目の P F O S 及び P F O A については、浄水での動向を確認するため、年度初めの 4 月に年 1 回検査を行います。

内ヶ磯配水池系

- * 内ヶ磯配水池系から距離が遠く配水管の末端である上頓野地区の給水栓を代表して、浄水全 51 項目を水質が悪化すると考えられる夏場の 8 月に年 1 回検査を行い、その他の月は省略不可 9 項目について毎月検査を行います。
- * 消毒剤消毒副生成物 12 項目については、5 月、8 月、11 月、2 月の年 4 回検査を行います。
- * 過去 3 年間の検査結果で、厚生労働省令第百四十二号〔平成 15 年〕の三―ハに示されている 28 項目のうち、カルシウム、マグネシウム等（硬度）・蒸発残留物・アルミニウム及びその化合物が基準値の 1/5 を上回っていたため、年 4 回検査を行います。
- * 六価クロム化合物については、令和 2 年度から基準値が変更(0.05mg/L から 0.02mg/L)になったため、令和 4 年度まで年 4 回検査を行います。
- * 2-メチルイソボルネオール・ジェオスミンについては、夏場を中心に表流水の上流域や貯水池等で藻類の繁殖に伴い臭気物質の混入の可能性があるため、打向配水池系と同様に 7 月から 10 月の年 4 回検査を行います。
- * より質の高い水道水の供給を目指すための目標との位置づけである、水質管理目標設定項目中のおいしい水等の 10 項目を、8 月に年 1 回検査を行います。
- * 水質管理目標設定項目の P F O S 及び P F O A については、浄水での動向を確認するため、4 月の打向配水池系での検査の半年後の 10 月に年 1 回検査を行います。

- 各検査項目については、表 1-1，表 1-2，表 5，表 6 を参照ください。

原水について

※ 原水の状態は、日常業務として確認しています。通常とは異なる水質、色、濁り及び臭い等の異常を確認した場合は、状況に応じた臨時水質検査を行い原因究明していきます。

尾崎水源地 遠賀川表流水

- * 原水全 40 項目を水質が悪化すると思われる時期の前半 6 月に検査を行います。
- * 2-メチルイソボルネオール・ジェオスミンは、表流水で原因藻類の繁殖が予想される 6 月に検査を行います。
- * クリプトスポリジウム等は、6 月、1 月の年 2 回、検査を行います。
- * クリプトスポリジウム等の指標菌である大腸菌・嫌気性芽胞菌については、6 月、1 月の年 2 回検査を行い、汚染リスクに関する知見の収集に努めます。

尾崎水源地 浅井戸

- * 原水全 40 項目を水質が悪化すると思われる夏場の 8 月に検査を行います。
- * 2-メチルイソボルネオール・ジェオスミンについては、地下水（浅井戸）で原因藻類の繁殖する可能性は低いと考えますが、全項目検査時の 8 月に検査を行います。
- * クリプトスポリジウム等は 8 月に年 1 回、検査を行います。
- * クリプトスポリジウム等の指標菌である大腸菌・嫌気性芽胞菌については、8 月、2 月の年 2 回検査を行い、汚染リスクに関する知見の収集に努めます。

尾崎浄水場 尾崎貯水池

- * 尾崎貯水池は、遠賀川表流水を尾崎水源地の沈砂池を経由してものを水源としており、遠賀川表流水は 6 月に原水全 40 項目を検査し水質を監視しています。そのため、尾崎貯水池においては、原水全 40 項目を水質が悪化すると思われる時期の後半 10 月に検査します。
- * 2-メチルイソボルネオール・ジェオスミンについては、尾崎貯水池で原因藻類の繁殖が予想される全項目検査時の 10 月に検査を行います。
- * クリプトスポリジウム等は、5 月に年 1 回、検査を行います。

- * クリプトスポリジウム等の指標菌である大腸菌・嫌気性芽胞菌については、5月、1月の年2回検査を行い、汚染リスクに関する知見の収集に努めます。

内ヶ磯浄水場 福智山ダム

- * 原水全40項目を水質が悪化と思われる時期の10月に行います。
- * 2-メチルイソボルネオール・ジェオスミンについては、ダムで原因藻類の繁殖が予想される全項目検査時の10月に検査を行います。
- * クリプトスポリジウム等は、8月に年1回、検査を行います。
- * クリプトスポリジウム等の指標菌である大腸菌・嫌気性芽胞菌については、8月、2月の年2回検査を行い、汚染リスクに関する知見の収集に努めます。

打向浄水場 力丸ダム

- * 力丸ダムについては、北九州市で水質検査を実施しているため検査結果を北九州市より入手します。

水道におけるクリプトスポリジウム等の対策指針におけるリスクレベルについて

* 各水源におけるクリプトスポリジウム等の対策指針のリスクレベルについて、尾崎水源地取水井（浅井戸）は過去に指標菌が検出されておりリスクレベル 3、それ以外の 4 つの水源は地表水を水道の原水としており、当核原水から過去に指標菌がいずれの水源からも検出されているため、リスクレベル 4 であると判断しました。

- 各検査項目については、[表 1-3](#)、[表 1-4](#)、[表 5](#)、[表 6](#) を参照ください。
- クリプトスポリジウム等のリスクレベルについて [表 2](#) にまとめています。
- 平成 30 年度～令和 2 年度クリプトスポリジウム等の検査結果を、[表 3](#) にまとめています。

水質異常時の対応について

水質異常時の対応については、以下によるものとします。

1. 基準省令の 1. 一般細菌 2. 大腸菌 3. カドミウム及びその化合物 4. 水銀及びその化合物 5. セレン及びその化合物 6. 鉛及びその化合物 7. ヒ素及びその化合物 8. 六価クロム化合物 9. 亜硝酸態窒素 10. シアン化物イオン及び塩化シアン 11. 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 12. フッ素及びその化合物 13. ホウ素及びその化合物 14. 四塩化炭素 15. 1,4-ジオキサン 16. シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン 17. ジクロロメタン 18. テトラクロロエチレン 19. トリクロロエチレン 20. ベンゼン 21. 塩素酸 22. クロロ酢酸 23. クロロホルム 24. ジクロロ酢酸 25. ジブロモクロロメタン 26. 臭素酸 27. 総トリハロメタン 28. トリクロロ酢酸 29. ブロモジクロロメタン 30. ブロモホルム 31. ホルムアルデヒド の 31 項目についての事項

(1) 基準値超過が継続することが見込まれる場合の措置

基準値超過が継続することが見込まれ、人の健康を害するおそれがある場合には、取水及び給水の緊急停止措置を講じ、かつ、その旨を関係者に周知させる措置を講じます。具体的には次のような場合が考えられます。

イ. 水源又は取水若しくは導水の過程にある水が、浄水操作等により除去を期待するのが困難な病原生物若しくは人の健康に影響を及ぼすおそれのある物質により汚染されているか、又はその疑いがあるとき

ロ. 浄水場以降の過程にある水が、病原生物若しくは人の健康に影響を及ぼすおそれのある物質により汚染されているか、又はその疑いがあるとき

ハ. 塩素注入機の故障又は薬剤の欠如のために消毒が不可能となったとき

また、水源又は取水若しくは導水の過程にある水に次のような変化があり、給水栓水が水質基準値を超えるおそれがある場合には、直ちに取水を停止して水質検査を行うとともに、必要に応じて給水を停止します。

イ. 不明の原因によって色及び濁りに著しい変化が生じた場合

ロ. 臭気及び味に著しい変化が生じた場合

ハ. 魚が死んで多数浮上した場合

(2) 関係者への周知

水質に異常が発生したこと又はそのおそれが生じたことを、その水が供給される者又は使用する可能性のある者に周知するときは、ホームページ、SNS、広報車等を用いることにより緊急事態にふさわしい方法で対応します。

2. 基準省令の 32. 亜鉛及びその化合物 33. アルミニウム及びその化合物 34. 鉄及びその化合物 35. 銅及びその化合物 36. ナトリウム及びその化合物 37. マンガン及びその化合物 38. 塩化物イオン 39. カルシウム、マグネシウム等（硬度） 40. 蒸発残留物 41. 陰イオン界面活性剤 42. ジェオスミン 43. 2-メチルイソボルネオール 44. 非イオン界面活性剤 45. フェノール類 46. 有機物（全有機炭素（TOC）の量） 47. pH値 48. 味 49. 臭気 50. 色度 51. 濁度 の20項目についての事項

基準値を超過し、生活利用上又は施設管理上障害の生じるおそれのある場合は、直ちに原因究明を行い、必要に応じ当該項目に係る低減化対策を実施することにより、基準を満たす水質を確保するよう対応します。

表1-1

直方市上下水道・環境部

《 浄水 》 水質基準項目検査頻度

水 質 基 準 項 目	基準値 (mg/L)	浄水全 51項目	省略不可 9項目	消毒剤・消毒副生成物 12項目	浄水施設の出口等で確認 できる 21項目	過去の水質状況により 検査頻度が変化する 28項目	年 間 検 査 回 数	
							植 木 地 区 打向配水池系 給水栓	上 野 地 区 内ヶ磯配水池系 給水栓
一般細菌	100CFU/ml	○	○				12	12
大腸菌	不検出	○	○				12	12
カドミウム及びその化合物	0.003	○			○	○	1	1
水銀及びその化合物	0.0005	○			○	○	1	1
セレン及びその化合物	0.01	○			○	○	1	1
鉛及びその化合物	0.01	○				○	1	1
ヒ素及びその化合物	0.01	○			○	○	1	1
六価クロム化合物	0.02	○				○	4	4
亜硝酸態窒素	0.04	○			○	○	1	1
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	○		○			4	4
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	○			○	○	1	1
フッ素及びその化合物	0.8	○			○	○	1	1
ホウ素及びその化合物	1	○			○	○	1	1
四塩化炭素	0.002	○			○	○	1	1
1,4-ジオキサン	0.05	○			○	○	1	1
シス-1,2-ジ'クロロエチレン及びトランス-1,2-ジ'クロロエチレン	0.04	○			○	○	1	1
ジクロロメタン	0.02	○			○	○	1	1
テトラクロロエチレン	0.01	○			○	○	1	1
トリクロロエチレン	0.01	○			○	○	1	1
ベンゼン	0.01	○			○	○	1	1
塩素酸	0.6	○		○			4	4
クロロ酢酸	0.02	○		○			4	4
クロロホルム	0.06	○		○			4	4
ジクロロ酢酸	0.03	○		○			4	4
ジブromクロロメタン	0.1	○		○			4	4
臭素酸	0.01	○		○			4	4
総トリハロメタン	0.1	○		○			4	4
トリクロロ酢酸	0.03	○		○			4	4
ブromジクロロメタン	0.03	○		○			4	4
ブromホルム	0.09	○		○			4	4
ホルムアルデヒド	0.08	○		○			4	4
亜鉛及びその化合物	1	○				○	1	1
アルミニウム及びその化合物	0.2	○				○	4	4
鉄及びその化合物	0.3	○				○	1	1
銅及びその化合物	1	○				○	1	1
ナトリウム及びその化合物	200	○			○	○	1	1
マンガン及びその化合物	0.05	○				○	1	1
塩化物イオン	200	○	○				12	12
カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300	○			○	○	4	4
蒸発残留物	500	○			○	○	4	4
陰イオン界面活性剤	0.2	○			○	○	1	1
ジェオスミン	0.00001	○					4	4
2-メチルイソボルネオール	0.00001	○					4	4
非イオン界面活性剤	0.02	○			○	○	1	1
フェノール類	0.005	○			○	○	1	1
有機物等（全有機炭素（TOC）の量）	3	○	○				12	12
pH値	5.8-8.6	○	○				12	12
味	異常でない	○	○				12	12
臭気	異常でない	○	○				12	12
色度	5度	○	○				12	12
濁度	2度	○	○				12	12

表 1 - 2

直方市上下水道・環境部

《 浄水 》 水質管理目標設定項目検査頻度

水 質 管 理 目 標 設 定 項 目		目 標 値 (mg/L)	おいしい水等 目標10項目	年 間 検 査 回 数	
				植 木 打 向 区 配 水 給 池 系 栓	上 顧 野 ケ 磯 区 配 水 給 池 系 栓
アンチモン及びその化合物		0.02			
ウラン及びその化合物		0.002 (暫定)			
ニッケル及びその化合物		0.02			
1,2-ジクロロエタン		0.004			
トルエン		0.4			
フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)		0.08			
亜塩素酸		0.6			
二酸化塩素		0.6			
ジクロロアセトニトリル		0.01 (暫定)			
抱水クロラール		0.02 (暫定)			
農薬類					
残留塩素		1	○	1	1
カルシウム、マグネシウム等 (硬度)		10以上100以下	○	1*	1*
マンガン及びその化合物		0.01	○	1*	1*
遊離炭酸		20	○	1	1
1,1,1-トリクロロエタン		0.3			
メチル-tert-ブチルエーテル		0.02			
有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)		3	○	1	1
臭気強度 (TON)		3	○	1	1
蒸発残留物		30以上200以下	○	1*	1*
濁度		1 度	○	1*	1*
pH値		7.5 程度	○	1*	1*
腐食性 (ランゲリア指数)		-1程度以上とし、 極力0に近づける	○	1	1
従属栄養細菌		2000集落数/ml (暫定)			
1,1-ジクロロエチレン		0.1			
アルミニウム及びその化合物		0.1			
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)		0.00005 (暫定)		1	1

* 水質基準項目にて検査実施

表 1 - 3

直方市上下水道・環境部

《 原水 》水質基準項目検査頻度

水 質 基 準 項 目	原水全40項目	省略不可9項目	その他原水の状況等を考慮すべき15項目	水道用資機材・薬品からの溶出・付加を考慮すべき6項目	年 間 検 査 回 数				
					尾崎水源 地 遠賀川表流水	尾崎浄水場 尾崎貯水池	尾崎水源 地 取水井・浅井戸	内ヶ磯浄水場 福智山ダム	打向浄水場 力丸ダム※
一般細菌	○	○			1	1	1	1	
大腸菌（MPN法）	○	○			1	1	1	1	
カドミウム及びその化合物	○		○		1	1	1	1	
水銀及びその化合物	○		○		1	1	1	1	
セレン及びその化合物	○		○		1	1	1	1	
鉛及びその化合物	○			○	1	1	1	1	
ヒ素及びその化合物	○		○		1	1	1	1	
六価クロム化合物	○			○	1	1	1	1	
亜硝酸態窒素	○		○		1	1	1	1	
シアン化物イオン及び塩化シアン	○				1	1	1	1	
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○		○		1	1	1	1	
フッ素及びその化合物	○		○		1	1	1	1	
ホウ素及びその化合物	○		○		1	1	1	1	
四塩化炭素	○				1	1	1	1	
1,4-ジオキサン	○				1	1	1	1	
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○				1	1	1	1	
ジクロロメタン	○				1	1	1	1	
テトラクロロエチレン	○				1	1	1	1	
トリクロロエチレン	○				1	1	1	1	
ベンゼン	○				1	1	1	1	
亜鉛及びその化合物	○			○	1	1	1	1	
アルミニウム及びその化合物	○			○	1	1	1	1	
鉄及びその化合物	○			○	1	1	1	1	
銅及びその化合物	○			○	1	1	1	1	
ナトリウム及びその化合物	○		○		1	1	1	1	
マンガン及びその化合物	○		○		1	1	1	1	
塩化物イオン	○	○			1	1	1	1	
カルシウム、マグネシウム等（硬度）	○		○		1	1	1	1	
蒸発残留物	○		○		1	1	1	1	
陰イオン界面活性剤	○		○		1	1	1	1	
ジオキシベンゼン	○				1	1	1	1	
2-メチルイソボルネオール	○				1	1	1	1	
非イオン界面活性剤	○		○		1	1	1	1	
フェノール類	○		○		1	1	1	1	
有機物等（全有機炭素（TOC）の量）	○	○			1	1	1	1	
pH値	○	○			1	1	1	1	
味	○	○							
臭気	○	○			1	1	1	1	
色度	○	○			1	1	1	1	
濁度	○	○			1	1	1	1	

※ 宮若市の力丸ダムより天王寺池分岐点まで北九州市と供用管で導水しているため
北九州市上下水道局に検査を依頼し結果の提供を受けます。

表 1 - 4

直方市上下水道・環境部

《 原水 》クリプトスポリジウム等 検査頻度

項 目	年 間 検 査 回 数				
	尾崎水源 地 遠賀川 表流水	尾崎浄水場 尾崎貯水池	尾崎水源 地 取水井 浅井戸	内ヶ磯浄水場 福智山ダム	打向浄水場 力丸ダム※
クリプトスポリジウム等	2	1	1	1	
大腸菌（クリプトスポリジウム等 指標菌）	2	2	2	2	
嫌気性芽胞菌（クリプトスポリジウム等 指標菌）	2	2	2	2	

※ 宮若市の力丸ダムより天王寺池分岐点まで北九州市と供用管で導水しているため
北九州市上下水道局に検査を依頼し結果の提供を受けます。

表-2

水道におけるクリプトスポリジウム等の対策指針に基づくリスクレベル

直方市上下水道・環境部

浄水場名	水源名	原水の種類	主な浄水処理方法	指標菌検出の有無	リスクレベル	備考
尾崎水源	遠賀川表流水	表流水	急速ろ過	有	4	指標菌 年2回 クリプト 年2回
尾崎水源	取水井	浅井戸		有	3	指標菌 年2回 クリプト 年1回
打向浄水場	遠賀川水系八木山川丸ダム	ダム直流	急速ろ過	有	4	北九州市 上下水道局で管理
尾崎浄水場	遠賀川水系遠賀川尾崎貯水池	ダム直流	急速ろ過	有	4	指標菌 年2回 クリプト 年1回
内ヶ磯浄水場	遠賀川水福地川福智山ダム	ダム直流	急速ろ過	有	4	指標菌 年2回 クリプト 年1回

直方市 上下水道・環境部

「クリプトスポリジウム等、大腸菌及び嫌気性芽胞菌」検査結果集計表

尾崎水源
地
遠賀川
表流水[illegible][illegible][illegible]

表-3 (2)

尾崎浄水場 尾崎貯水池

[illegible][illegible][illegible]

表-3 (3)

内ヶ磯浄水場 福智山ダム

平成30年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
嫌気性芽胞菌							0				0	
大腸菌							検出				検出	
クリプトスポリジウム							0					
ジアルジア							0					

令和元年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
嫌気性芽胞菌							0				0	
大腸菌							不検出				不検出	
クリプトスポリジウム							0					
ジアルジア							0					

令和2年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
嫌気性芽胞菌							0				0	
大腸菌							不検出				不検出	
クリプトスポリジウム							0					
ジアルジア							0					

表-3 (4)

尾崎水源 地 取水井 浅井戸

平成30年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
嫌気性芽胞菌					5						6	
大腸菌					検出						不検出	
クリプトスポリジウム					0							
ジアルジア					0							

令和元年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
嫌気性芽胞菌					16						22	
大腸菌					検出						不検出	
クリプトスポリジウム					0							
ジアルジア					0							

令和2年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
嫌気性芽胞菌					70						140	
大腸菌					検出						検出	
クリプトスポリジウム					0							
ジアルジア					0							

令和4年度 水質検査予定表

表-4 (1)

No. 1

検査箇所名		検査月	4月	5月	6月	7月
原水	尾崎水源地 遠賀川 表流水				原水全40項目 クリプトスポリジウム 大腸菌・嫌気性芽胞菌	
	尾崎水源地 取水井 浅井戸					
	尾崎浄水場 尾崎貯水池			クリプトスポリジウム 大腸菌・嫌気性芽胞菌		
	内ヶ磯浄水場 福智山ダム					
	打向浄水場 カ丸ダム		北九州市上下水道局のデータ使用			
浄水	打向配水池系 植木地区 給水栓		省略不可9項目 消毒副生成物12項目 硬度・蒸発残留物 アルミニウム・六価クロム PFOS及びPFOA	省略不可9項目	省略不可9項目	浄水全51項目 おいしい水等の目標10項目
	内ヶ磯配水池系 上頓野地区 給水栓		省略不可9項目	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 硬度・蒸発残留物 アルミニウム・六価クロム	省略不可9項目	省略不可9項目 2-MIB・ジオキシン
検便			9名(赤痢・チフス・パラチフスA) サルモネラ・O157)		9名(赤痢・チフス・パラチフスA サルモネラ・O157)	9名(赤痢・チフス・パラチフスA サルモネラ・O157)

検査箇所名		検査月	8月	9月	10月	11月
原水	尾崎水源地 遠賀川 表流水					
	尾崎水源地 取水井 浅井戸		原水全40項目 クリプトスポリジウム 大腸菌・嫌気性芽胞菌			
	尾崎浄水場 尾崎貯水池				原水全40項目	
	内ヶ磯浄水場 福智山ダム		クリプトスポリジウム 大腸菌・嫌気性芽胞菌		原水全40項目	
	打向浄水場 カ丸ダム		北九州市上下水道局のデータ使用			
浄水	打向配水池系 植木地区 給水栓		省略不可9項目 2-MIB・ジオキシン	省略不可9項目 2-MIB・ジオキシン	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 硬度・蒸発残留物 アルミニウム・六価クロム 2-MIB・ジオキシン	省略不可9項目
	内ヶ磯配水池系 上頓野地区 給水栓		浄水全51項目 おいしい水等の目標10項目	省略不可9項目 2-MIB・ジオキシン	省略不可9項目 2-MIB・ジオキシン PFOS及びPFOA	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 硬度・蒸発残留物 アルミニウム・六価クロム
検便			9名(赤痢・チフス・パラチフスA サルモネラ・O157)		9名(赤痢・チフス・パラチフスA)	

令和4年度 水質検査予定表

表-4 (2)

No.2

検査箇所名		検査月	12月	1月	2月	3月
原水	尾崎水源地 遠賀川 表流水			クリプトスポリジウム 大腸菌・嫌気性芽胞菌		
	尾崎水源地 取水井 浅井戸				大腸菌・嫌気性芽胞菌	
	尾崎浄水場 尾崎貯水池			大腸菌・嫌気性芽胞菌		
	内ヶ磯浄水場 福智山ダム				大腸菌・嫌気性芽胞菌	
	打向浄水場 力丸ダム		北九州市上下水道局のデータ使用			
浄水	打向配水池系 植木地区 給水栓		省略不可9項目	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 硬度・蒸発残留物 アルミニウム・六価クロム	省略不可9項目	省略不可9項目
	内ヶ磯配水池系 上頓野地区 給水栓		省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 硬度・蒸発残留物 アルミニウム・六価クロム	省略不可9項目
検便				9名(赤痢・チフス・パラチフスA)		

水道法水質基準 51 項目検査セット表

項 目	セ ッ ト 項 目			
一般細菌	浄 水 全 51 項 目	浄 水 49 項 目		省略不可 9 項目
大腸菌				
塩化物イオン				
有機物（全有機炭素(TOC)の量）				
pH 値				
味				
臭気				
色度				
濁度				
クロロホルム				消毒剤・消毒副生成物 12 項目
ジブロモクロロメタン				
ブロモジクロロメタン				
ブロモホルム				
総トリハロメタン				
クロロ酢酸				
トリクロロ酢酸				
ジクロロ酢酸				
ホルムアルデヒド				
臭素酸			原 水 全 40 項 目	地下水を水源とする場合の 考慮すべき 7 項目
塩素酸				
シアン化物イオン及び塩化シアン				
1,4-ジオキサン 1)				
四塩化炭素 1)				
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン 1)				
ジクロロメタン 1)				
テトラクロロエチレン 1)				
トリクロロエチレン 1)				
ベンゼン 1)				
亜硝酸態窒素 1)				
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 1)				
カドミウム及びその化合物 1)				
水銀及びその化合物 1)				
セレン及びその化合物 1)				
ヒ素及びその化合物 1)				
フッ素及びその化合物 1)				
ホウ素及びその化合物 1)				
ナトリウム及びその化合物 1)				
カルシウム、マグネシウム等（硬度） 1)				
蒸発残留物 1)				
陰イオン界面活性剤 1)				
非イオン界面活性剤 1)				
フェノール類 1)				
マンガン及びその化合物 1)				
鉛及びその化合物 1)				
六価クロム化合物 1)				
亜鉛及びその化合物 1)				
アルミニウム及びその化合物 1)				
鉄及びその化合物 1)				
銅及びその化合物 1)				
ジェオスミン				水道用資機材・薬品からの 溶出・付加を考慮すべき 6 項目
2-メチルイソボルネオール				
			2)	2)
				停滯水を水源とする場合の 考慮すべき 2 項目

1) 厚生労働省令第百四十二号〔平成 15 年〕の三ーハに指示されている 28 項目

2) 原水全 40 項目及び原水 38 項目については、飲用対象外のため『味』は未実施

表－6

水 質 管 理 目 標 設 定 項 目

項 目	目 標 値	備 考
アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、 0.02mg/L以下	
ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、 0.002mg/L以下（暫定）	
ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、0.02mg/L以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	
トルエン	0.4mg/L以下	
フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）	0.08mg/L以下	
亜塩素酸	0.6mg/L以下	
二酸化塩素	0.6mg/L以下	
ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下（暫定）	
抱水クロラール	0.02mg/L以下（暫定）	
農薬類	検出値と目標値の比の和として、1以下	
残留塩素	1mg/L以下	☆
カルシウム、マグネシウム（硬度）	10mg/L以上 100mg/L以下	☆
マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.01mg/L以下	☆
遊離炭酸	20mg/L以下	☆
1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	
メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/L以下	
有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3mg/L以下	☆
臭気強度（TON）	3以下	☆
蒸発残留物	30mg/L以上 200mg/L以下	☆
濁度	1度以下	☆
pH値	7.5程度	☆
腐食性（ランゲリア指数）	-1程度以上とし、極力0に近づける	☆
従属栄養細菌	2,000cfu/mL以下（暫定）	
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	
アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下	
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005 mg/L以下（暫定）	

☆・・・おいしい水等の目標10項目

平成 30～令和 2 年度浄水及び原水 集計表

令和 4 年度水質検査計画の策定は、平成 30 年度から令和 3 年度の過去 4 年間の水質検査結果等を考慮し作成しています。

令和 3 年度の集計については、上下水道・環境部にお問い合わせください。

原水全項目 実績表

直方市 上下水道・環境部

内ヶ磯浄水場 福智山ダム

項 目	浄水での基準値 (mg/L)	H30				R01				R02				最 大 値
		4.12	7.12	10.11	1.10	4.11	7.11	10.1	1.16	4.17	7.9	10.8	1.12	
一般細菌	100CFU/mL以下	51	1000	430	14	26	230	180	21	26	210	150	4	1000
大腸菌 (MPN)	検出されないこと	4	13	14	1.8未満	1.8未満	2	1.8未満	4	1.8未満	17.0	4.5	1.8未満	17
カドミウム及びその化合物	0.003以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
水銀及びその化合物	0.0005以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
セレン及びその化合物	0.01以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
鉛及びその化合物	0.01以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	0.002
ヒ素及びその化合物	0.01以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001	0.001
六価クロム化合物	0.02以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
亜硝酸態窒素	0.04以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.006	0.006
シアニ化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.7	0.8	0.7	0.6	0.7	0.7	0.6	0.5	0.6	0.6	0.6	0.4	0.8
フッ素及びその化合物	0.8以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.09	0.09
ホウ素及びその化合物	1.0以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
四塩化炭素	0.002以下				ND				ND				ND	
1,4-ジオキサン	0.05以下				ND				ND				ND	
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下				ND				ND				ND	
ジクロロメタン	0.02以下				ND				ND				ND	
テトラクロロエチレン	0.01以下				ND				ND				ND	
トリクロロエチレン	0.01以下				ND				ND				ND	
ベンゼン	0.01以下				ND				ND				ND	
亜鉛及びその化合物	1.0以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.03	1.5	0.06	17	0.02	0.05	0.09	0.02	0.43	0.74	1.0	1.3	17
鉄及びその化合物	0.3以下	0.05	1.2	0.08	0.07	0.04	0.06	ND	0.11	0.06	0.17	0.1	0.31	1.2
銅及びその化合物	1.0以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
ナトリウム及びその化合物	200以下	6.0	5.0	6.0	7.6	6.3	6.0	6.0	7.0	6	6	7	7.0	7.6
マンガン及びその化合物	0.05以下	0.024	0.03	0.017	0.1	0.046	0.033	0.03	0.19	0.098	0.026	0.025	0.48	0.48
塩化物イオン	200以下	8.2	6.5	6.5	31	7.8	7.7	8.0	8.0	8.9	8.5	8.0	9.0	31
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	28	19	32	38	33	30	26	33	28	21	26	34	38
蒸発残留物	500以下	71	79	65	154	80	86	77	69	26	74	63	71	154
陰イオン界面活性剤	0.2以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
ジェオスミン	0.00001以下				ND				ND				0.000003	0.000003
2-メチルイソボルネオール	0.00001以下				ND				ND				ND	
非イオン界面活性剤	0.02以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
フェノール類	0.005以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
有機物[全有機炭素(TOC)の量]	3以下	1.4	2	2.2	1.5	1.4	1.4	1.2	1.3	1.2	1.6	1.6	1.4	2.2
pH値	5.8-8.6	7.3	7.0	7.4	5.6	7.6	7.5	7.2	7.2	7.6	7.1	7.4	7.4	7.192
味	異常でない	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
臭気	異常でない	藻臭	藻臭	藻臭	藻臭	藻臭	藻臭	藻臭	藻臭	藻臭	藻臭	藻臭	藻臭	
色度	5度以下	2	24	5	6	4	5	4	4	4	8	3	16	24
濁度	2度以下	2.9	29.0	2.3	5.2	1.5	2	0.9	1.2	2.6	9.3	4.4	7.8	29

ND ... 検出限界値未満

* pHについては平均値

原水全項目 実績表

直方市 上下水道・環境部

尾崎浄水場 尾崎貯水池

項 目	浄水での基準値 (mg/L)	H30				R01				R02				最大値
		4.12	7.12	10.11	1.10	4.11	7.11	10.1	1.16	4.17	7.9	10.8	1.12	
一般細菌	100CFU/mL以下	340	1900	1700	190	2000	1600	1500	470	370	600	580	200	2000
大腸菌 (MPN)	検出されないこと	2	17.0	9.2	2	13.0	6.8	11	11.0	2.0	7.8	2	2.0	17
カドミウム及びその化合物	0.003以下	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	
水銀及びその化合物	0.0005以下	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	
セレン及びその化合物	0.01以下	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	
鉛及びその化合物	0.01以下	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	
ヒ素及びその化合物	0.01以下	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	0.001	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	0.001
六価クロム化合物	0.02以下	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	
亜硝酸態窒素	0.04以下	0.024	0.062	0.017	0.022	N/D	0.036	0.008	0.018	0.009	0.032	0.010	0.029	0.062
シアニ化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.8	0.5	0.6	1.0	0.8	0.4	0.6	0.9	0.5	0.6	0.4	1.0	1.0
フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08	0.09	0.09	0.09	N/D	0.13	0.09	0.08	N/D	0.08	N/D	0.12	0.13
ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.04	0.03	0.03	0.05	0.07	0.05	0.03	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.07
四塩化炭素	0.002以下			N/D				N/D				N/D		
1,4-ジオキサン	0.05以下			N/D				N/D				N/D		
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下			N/D				N/D				N/D		
ジクロロメタン	0.02以下			N/D				N/D				N/D		
テトラクロロエチレン	0.01以下			N/D				N/D				N/D		
トリクロロエチレン	0.01以下			N/D				N/D				N/D		
ベンゼン	0.01以下			N/D				N/D				N/D		
亜鉛及びその化合物	1.0以下	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	
アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.19	0.19	0.21	0.14	0.21	0.08	0.21	0.19	0.39	0.17	0.18	0.15	0.39
鉄及びその化合物	0.3以下	0.08	0.09	0.14	0.13	0.1	0.05	0.11	0.11	0.11	0.04	0.07	0.1	0.14
銅及びその化合物	1.0以下	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	
ナトリウム及びその化合物	200以下	23	18	19	28	32	27	17	24	22	18	18	28	32
マンガン及びその化合物	0.05以下	0.036	0.13	0.097	0.061	0.096	0.15	0.16	0.033	0.076	0.1	0.074	0.028	0.16
塩化物イオン	200以下	12.8	11.2	11.0	14.6	15.9	16.4	11.1	13.0	11.6	10.6	9.6	15.1	16.4
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	96	79	83	102	109	99	82	90	88	80	79	100	109
蒸発残留物	500以下	188	174	172	203	232	222	184	188	175	170	227	207	232
陰イオン界面活性剤	0.2以下	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	
ジェオスミン	0.00001以下		0.000001	N/D			0.000003	N/D				0.000003		0.000003
2-メチルイソボルネオール	0.00001以下		0.000006	0.000002			0.000014	0.000003				0.000008		0.000014
非イオン界面活性剤	0.02以下	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	
フェノール類	0.005以下	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	
有機物[全有機炭素(TOC)の量]	3以下	1.8	2	2.4	1.4	1.6	2.6	1.6	1.5	1.6	1.4	1.6	1.3	2.6
pH値	5.8-8.6	8.0	7.8	7.7	7.8	8.1	8	7.7	8.2	8.9	7.5	8.3	8.1	8.01
味	異常でない	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
臭気	異常でない	藻臭	藻臭	藻臭	藻臭	藻臭	藻臭	藻臭	藻臭	藻臭	藻臭	藻臭	藻臭	
色度	5度以下	6	9	10	7	9	12	12	7	9	7	8	5	12
濁度	2度以下	3.8	4.6	4.6	6.4	4.3	3.2	6.4	5.1	6.4	2.5	5.7	3.2	6.4

* pHについては平均値

ND ... 検出限界値未満

原水全項目 実績表

直方市 上下水道・環境部

尾崎水源地 遠賀川 表流水

項 目	浄水での基準値 (mg/L)	H30				R01				R02				最大値
		6.14	9.13	12.13	3.14	6.13	9.12	12.12	3.12	6.11	9.1	12.10	3.11	
一般細菌	100CFU/mL以下	4500	990	7000	7400	3600	13000	4400	6500	10000	79000	1700	3000	79000
大腸菌(MPN)	検出されないこと	33	49	330	49	6.8	79	49	490	33	330	11	49	490
カドミウム及びその化合物	0.003以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
水銀及びその化合物	0.0005以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
セレン及びその化合物	0.01以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
鉛及びその化合物	0.01以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
ヒ素及びその化合物	0.001以下	0.001	N.D	N.D	N.D	0.001	N.D	N.D	N.D	0.001	N.D	N.D	N.D	0.001
六価クロム化合物	0.02以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
亜硝酸態窒素	0.04以下	0.028	0.010	0.031	0.027	0.038	0.009	0.024	0.011	0.028	0.014	0.045	0.024	0.045
シアニ化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	1.1	0.8	1.2	1.3	1	0.8	1.3	1	0.8	0.8	1.3	1.2	1.3
フッ素及びその化合物	0.8以下	0.11	0.1	0.08	N.D	0.14	0.09	0.1	N.D	0.13	0.09	0.08	0.08	0.14
ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.04	0.04	0.04	0.04	0.06	0.05	0.05	0.03	0.07	0.04	0.05	0.05	0.07
四塩化炭素	0.002以下	N.D				N.D				N.D				
1,4-ジオキサン	0.05以下	N.D				N.D				N.D				
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	N.D				N.D				N.D				
ジクロロメタン	0.02以下	N.D				N.D				N.D				
テトラクロロエチレン	0.01以下	N.D				N.D				N.D				
トリクロロエチレン	0.01以下	N.D				N.D				N.D				
ベンゼン	0.01以下	N.D				N.D				N.D				
亜鉛及びその化合物	1.0以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.79	0.79	0.15	2.6	0.29	0.06	0.11	0.61	0.76	0.08	0.07	0.17	2.6
鉄及びその化合物	0.3以下	0.86	0.18	0.36	0.06	0.34	0.2	0.44	0.61	0.66	0.26	0.36	0.47	0.86
銅及びその化合物	1.0以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
ナトリウム及びその化合物	200以下	21	22	24	23	39	25	31	17	37	21	34	29	39
マンガン及びその化合物	0.05以下	0.12	0.067	0.066	0.13	0.22	0.038	0.089	0.089	0.15	0.05	0.069	0.15	0.22
塩化物イオン	200以下	12.6	12.2	12.5	28.3	22.2	10.3	15.0	9.8	18.2	11.1	16.3	13.7	28.3
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	88	92	97	109	122	96	107	88	117	90	108	109	122
蒸発残留物	500以下	213	204	200	204	285	204	239	178	305	219	235	268	305
陰イオン界面活性剤	0.2以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
ジェオスミン	0.00001以下	0.000003				0.000004				0.000002				0.000004
2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001				0.0000002				0.000016				0.000016
非イオン界面活性剤	0.02以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
フェノール類	0.005以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
有機物[全有機炭素(TOC)の量]	3以下	3.5	2	1.7	1.1	4.1	1.3	1.2	1.9	4.0	1.8	1.3	1.4	4.1
pH値	5.8-8.6	7.6	7.4	7.6	6.9	8.2	7.8	7.8	7.6	7.8	7.6	7.7	7.7	7.64
味	異常でない	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
臭気	異常でない	藻臭	藻臭	藻臭	藻臭	藻臭	藻臭	藻臭	藻臭	藻臭	藻臭	藻臭	藻臭	
色度	5度以下	22	8	9	16	21	7	8	19	23	9	8	10	23
濁度	2度以下	12	3.8	4.2	13	10	2.6	3	8.6	16	3.9	3.2	5.7	16

* pHについては平均値

ND ... 検出限界値未満

原水全項目 実績表

直方市 上下水道・環境部

尾崎水源地 取水井 浅井戸

項 目	浄水での基準値 (mg/L)	H30				R01				R02				最大値
		5.10	8.90	11.8	2.1	5.16	8.8	11.1	2.13	5.14	8.6	11.12	2.19	
一般細菌	100CFU/mL以下	320	130	320	100	130	2600	520	400	340	2400	660	740	2600
大腸菌	検出されないこと	7.8	2	4.5	2	1.8未満	79.0	2.0	1.8未満	7.8	33.0	1.8未満	2.0	79
カドミウム及びその化合物	0.003以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
水銀及びその化合物	0.0005以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
セレン及びその化合物	0.01以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
鉛及びその化合物	0.01以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
ヒ素及びその化合物	0.01以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	0.002
六価クロム化合物	0.02以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	0.004
亜硝酸態窒素	0.04以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	0.013
シアニ化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.3	0.4	0.3	0.3	0.2	0.2	0.5	0.2	0.2	0.2	0.4	0.3	0.5
フッ素及びその化合物	0.8以下	0.28	0.29	0.27	0.3	0.31	0.26	0.25	0.28	0.30	0.30	0.28	0.30	0.31
ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.05	0.06	0.05	0.06	0.05	0.06	0.05	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06	0.07
四塩化炭素	0.002以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
1,4-ジオキサン	0.05以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
ジクロロメタン	0.02以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
テトラクロロエチレン	0.01以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
トリクロロエチレン	0.01以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
ベンゼン	0.01以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
重鉛及びその化合物	1.0以下	0.09	0.02	0.05	0.04	0.03	0.05	0.06	0.06	0.04	0.01	0.07	0.1	0.1
アルミニウム及びその化合物	0.2以下	N.D	0.04	0.06	0.03	0.04	0.14	0.27	0.03	0.07	0.06	0.71	0.63	0.71
鉄及びその化合物	0.3以下	0.25	1.4	4.8	0.21	0.63	2.2	2.9	0.31	0.45	1.5	4.2	3.2	4.8
銅及びその化合物	1.0以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
ナトリウム及びその化合物	200以下	17	18	17	17	18	18	16	20	18	19	19	19	20
マンガン及びその化合物	0.05以下	0.067	0.49	0.76	0.048	0.092	0.65	0.32	0.086	0.11	0.41	0.27	0.35	0.76
塩化物イオン	200以下	8.8	9.9	8.9	10.4	10.6	10.8	8.4	9.7	10.4	9.8	8.5	9.4	10.8
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	115	115	101	118	119	111	99	118	114	104	106	128	128
蒸発残留物	500以下	193	204	177	175	199	220	169	195	192	179	218	248	248
陰イオン界面活性剤	0.2以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
ジェオスミン	0.00001以下		N.D				N.D				N.D			
2-メチルイソボルネオール	0.00001以下		N.D				N.D				N.D			
非イオン界面活性剤	0.02以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
フェノール類	0.005以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
有機物[全有機炭素(TOC)の量]	3以下	0.6	0.6	1.0	0.6	0.5	0.9	0.8	0.5	0.5	0.5	0.7	0.6	1.0
pH値	5.8-8.6	7.3	6.8	7.1	7.2	7.2	7.1	6.9	7.4	7.1	7.0	6.9	7.2	7.1
味	異常でない	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
臭気	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
色度	5度以下	4	16	66	3	8	33	32	4	6	11	38	36	66
濁度	2度以下	1.8	11.0	31	1.9	4.6	17.0	20	1.8	3.1	7.2	28	29	31

* pHについては平均値

N.D ... 検出限界値未満

原水全項目 実績表

北九州市上下水道局

穴生浄水場 力丸原水

項 目	浄水での基準値 (mg/L)	H30					R01				R02				最大値
		6.13	9.5	12.5	3.13	5.15	7.31	11.6	2.50	4.8	7.8	10.14	1.13		
一般細菌	100CFU/mL以下	200	170	90	14000	310	65000	600	2900	22	870	270	180	65000	
大腸菌(MPN)	検出されないこと	<1	3	<1	870	1	4	61	32	<1	76	1	<1	870	
カドミウム及びその化合物	0.003以下	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D		
水銀及びその化合物	0.0005以下	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D		
セレン及びその化合物	0.01以下	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D		
鉛及びその化合物	0.01以下	N/D	N/D	N/D	0.001	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	0.001	
ヒ素及びその化合物	0.01以下	N/D	N/D	N/D	0.001	0.001	0.001	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	0.001	
六価クロム化合物	0.02以下	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D		
亜硝酸態窒素	0.04以下	N/D	0.019	N/D	0.022	0.011	N/D	0.006	0.02	N/D	N/D	N/D	N/D	0.022	
シアニ化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D		
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.78	0.56	0.7	1.1	0.36	0.60	0.90	1.13	0.86	0.82	0.64	0.61	1.13	
フッ素及びその化合物	0.8以下	0.05	0.05	0.06	0.09	0.1	0.09	0.08	0.06	0.05	0.05	N/D	0.05	0.1	
ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.009	0.01	0.01	0.023	0.044	0.039	0.032	0.037	0.008	0.009	0.010	0.010	0.044	
四塩化炭素	0.002以下	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D		
1,4-ジオキサン	0.05以下	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D		
ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D		
ジクロロメタン	0.02以下	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D		
テトラクロロエチレン	0.01以下	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D		
トリクロロエチレン	0.01以下	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D		
ベンゼン	0.01以下	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D		
亜鉛及びその化合物	1.0以下	N/D	N/D	N/D	0.009	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	0.009	
アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.029	0.31	0.068	1.1	0.27	0.24	0.17	0.2	0.068	0.25	0.08	0.035	1.1	
鉄及びその化合物	0.3以下	0.04	0.39	0.15	0.89	0.35	0.32	0.28	0.35	0.07	0.29	0.13	0.07	0.89	
銅及びその化合物	1.0以下	0.001	0.002	0.001	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	N/D	0.002	0.001	0.001	0.002	
ナトリウム及びその化合物	200以下	7.0	6.0	7	12	23.0	18.0	18	19	7.0	7.0	6	8	23	
マンガン及びその化合物	0.05以下	0.026	0.36	0.012	0.087	0.13	0.083	0.038	0.057	0.018	0.074	0.14	0.029	0.36	
塩化物イオン	200以下	9.0	8.0	8	9	16.0	11.0	12	12	9.0	8.0	7	9	16	
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	59	46	66	69	86	92	85	95	61	61	56	69	95	
蒸発残留物	500以下	100	90	122	156	188	181	164	178	87	114	93	88	188	
陰イオン界面活性剤	0.2以下	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D		
ジェオスミン	0.00001以下	N/D	0.000001	0.000002	0.000005	N/D	N/D	0.000002	0.000001	N/D	N/D	N/D	0.000004	0.000005	
2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	N/D	0.000001	N/D	0.000001	0.000001	0.000005	0.000001	N/D	N/D	N/D	0.000001	N/D	0.000005	
非イオン界面活性剤	0.02以下	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	0.017	0.008	0.006	0.008	0.012	N/D	0.017	
フェノール類	0.005以下	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D	N/D		
有機物[全有機炭素(TOC)の量]	3以下	1.4	1.8	1.5	3.1	3.1	2.5	1.7	1.7	1.1	1.6	1.4	1.2	3.1	
pH値	5.8-8.6	7.3	6.8	7.1	7.7	7.9	8.0	7.7	7.8	7.7	7.1	7.3	7.5	7.49	
味	異常でない														
臭気	異常でない	藻臭	藻臭	藻臭	下水臭	藻臭	藻臭	藻臭	藻臭	藻臭	藻臭	藻臭	藻臭		
色度	5度以下	4.9	12	4.7	29	41	28	7.7	8	4.3	11	9.1	3.2	41	
濁度	2度以下	1.5	7.2	2.3	24.0	12	11.0	6.6	6.0	1.6	9.0	3.2	0.7	24	

N.D ... 検出限界値未満

* pHについては平均値

浄水全項目 実績表

直方市 上下水道・環境部 内ヶ磯配水池系 上頓野地区給水栓

項 目	基準値 (mg/L)	H30					R01					R02					1/2	1/5	1/10	最大値	備 考
		5.1	8.9	11.8	2.1	5.16	8.8	11.1	2.13	5.14	8.6	11.12	2.19								
一般細菌	100 CFU/mL以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						0	省略不可項目	
大腸菌	検出されないこと	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない							省略不可項目	
カドミウム及びその化合物	0.003 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND								
水銀及びその化合物	0.0005 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND								
セレン及びその化合物	0.01 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND								
鉛及びその化合物	0.01 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND								
ヒ素及びその化合物	0.01 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND								
六価クロム化合物	0.02 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND								
亜硝酸態窒素	0.04 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND								
シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND							省略不可項目	
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	0.7	0.6	0.6	0.7	0.6	0.6	0.7	0.6	0.6	0.5	0.6	0.6					0.7			
フッ素及びその化合物	0.8 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND								
ホウ素及びその化合物	1 以下	ND	ND	ND	ND	0.02	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND						0.02		
四塩化炭素	0.002 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND								
1,4-ジオキサン	0.05 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND								
ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND								
ジクロロメタン	0.02 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND								
テトラクロロエチレン	0.01 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND								
トリクロロエチレン	0.01 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND								
ベンゼン	0.01 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND								
塩素酸	0.6 以下	0.13	0.3	0.11	0.08	ND	0.19	0.12	0.07	0.08	0.16	0.12	0.07					0.3	省略不可項目		
クロロ酢酸	0.02 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND							省略不可項目	
クロロホルム	0.06 以下	0.026	0.043	0.033	0.009	0.024	0.023	0.019	0.013	0.024	0.038	0.025	0.020					0.043	省略不可項目		
ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.011	0.021	0.019	0.004	0.008	0.013	0.006	0.006	0.009	0.010	0.012	0.006					0.021	省略不可項目		
ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.003	0.003	0.003	0.003	0.005	0.003	0.003	0.003	0.004	0.003	0.003	0.003					0.005	省略不可項目		
臭素酸	0.01 以下	ND	0.001	ND	ND	ND	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND					0.001	省略不可項目		
総トリハロメタン	0.1 以下	0.039	0.059	0.047	0.018	0.041	0.035	0.031	0.023	0.04	0.053	0.039	0.032					0.059	省略不可項目		
トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.011	0.019	0.026	0.005	0.009	0.011	0.01	0.007	0.009	0.014	0.018	0.010					0.026	省略不可項目		
ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.01	0.013	0.011	0.006	0.012	0.009	0.009	0.007	0.012	0.012	0.011	0.009					0.013	省略不可項目		
ブロモホルム	0.09 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND						省略不可項目		
ホルムアルデヒド	0.08 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND						省略不可項目		
亜鉛及びその化合物	1 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND					0.01			
アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.05	0.08	0.03	ND	0.04	0.03	0.02	0.01	0.03	0.04	0.03	0.02					0.08			
鉄及びその化合物	0.3 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND								
銅及びその化合物	1 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND								
ナトリウム及びその化合物	200 以下	12	12	13	13	19	11	13	12	10	10	13	13					19			
マンガン及びその化合物	0.05 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND								
塩化物イオン	200 以下	11.9	12.1	12.1	12.7	14.2	13.1	12.9	12.6	12.6	11.0	11.5	13.0					14.2	省略不可項目		
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	54	45	49	52	64	46	47	49	44	35	52	52					64			
蒸発残留物	500 以下	139	102	111	98	151	140	95	108	103	89	101	109					151			
陰イオン界面活性剤	0.2 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND								
ジェオスミン	0.00001 以下	0.000001	ND			0.000001	0.000001			0.000002	0.000003							0.000003			
2-メチルイソノルネオール	0.00001 以下	ND	ND			ND	ND			ND	ND										
非イオン界面活性剤	0.02 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND								
フェノール類	0.005 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND								
有機物[全有機炭素(TOC)の量]	3 以下	1.0	1.3	1.1	0.9	1.1	0.9	0.8	0.8	0.8	0.8	0.9	1					1.3	省略不可項目		
pH値	5.8-8.6	7.5	7.4	7.4	7.3	7.5	7.2	7.3	7.4	7.4	7.4	7.4	7.3					7.38	平均値 省略不可項目		
味	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし							省略不可項目	
臭気	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし							省略不可項目	
色度	5 度以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND					0.5	省略不可項目		
濁度	2 度以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND							省略不可項目	

ND ... 検出限界値未満

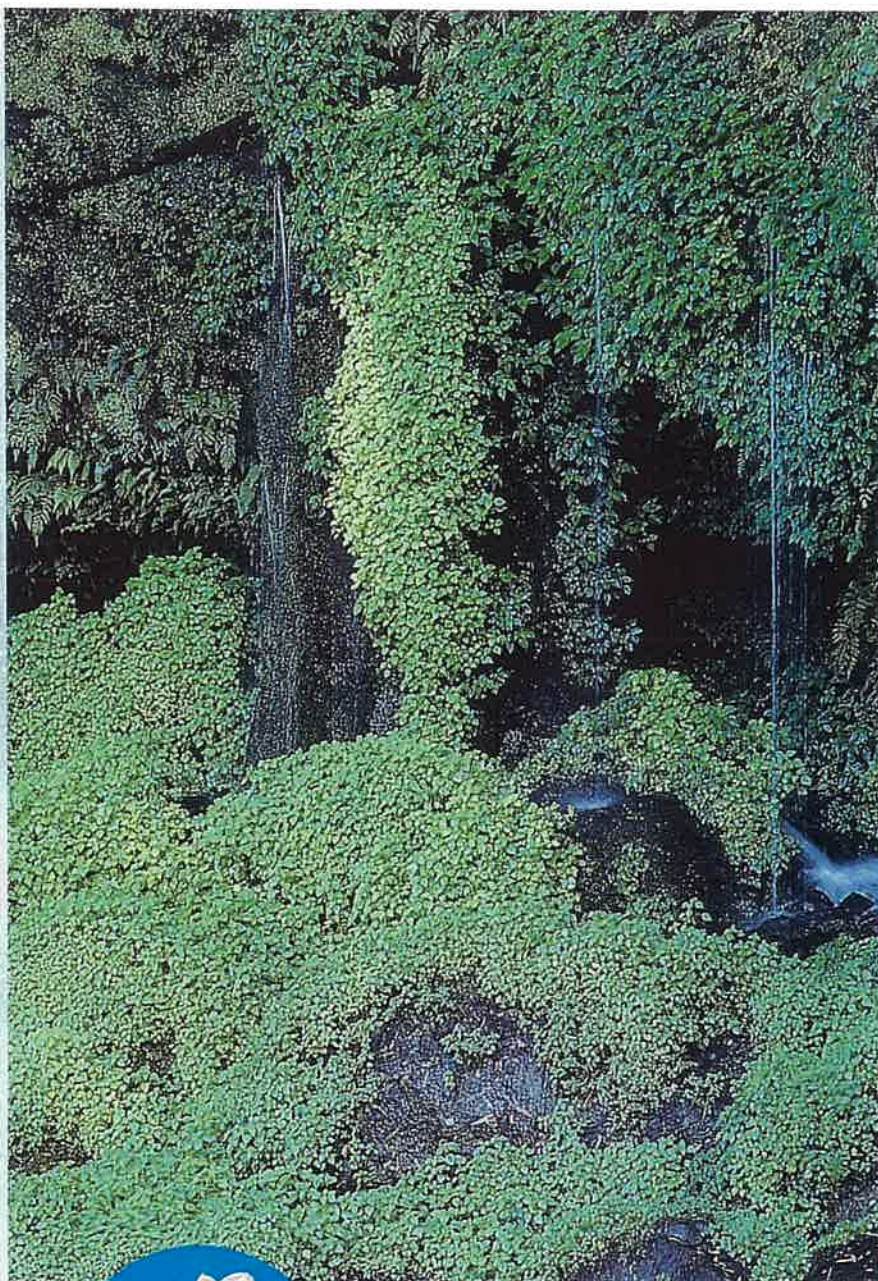
浄水全項目 実績表

直方市 上下水道・環境部

打向配水池系 植木地区給水栓

項 目	基準値 (mg/L)	H30				R01				R02				1/2	1/5	1/10	最大値	備 考
		4.12	7.12	10.11	1.1	4.11	7.19	10.16	1.22	4.17	7.9	10.8	1.12					
一般細菌	100 CFU/mL以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	省略不可項目
大腸菌	検出されないこと	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない					省略不可項目
カドミウム及びその化合物	0.003 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND					
水銀及びその化合物	0.0005 以下	ND	ND	0.00018	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND				0.00018	
セレン及びその化合物	0.01 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND			○		
鉛及びその化合物	0.01 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND					
ヒ素及びその化合物	0.01 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND					
六価クロム化合物	0.02 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND					
亜硝酸態窒素	0.04 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND					
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND					
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	0.8	0.8	0.8	1.2	0.9	0.8	0.8	1.0	0.7	0.7	0.6	1.1			○	1.2	省略不可項目
フッ素及びその化合物	0.8 以下	ND	ND	ND	ND	ND	0.1	ND	ND	ND	ND	ND	0.10			○	0.1	
ホウ素及びその化合物	1 以下	0.03	0.03	0.04	0.05	0.06	0.04	0.03	0.05	0.02	0.02	0.04	0.04				0.06	
四塩化炭素	0.002 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND					
1,4-ジオキサン	0.05 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND					
トランス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND					
ジクロロメタン	0.02 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND					
テトラクロロエチレン	0.01 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND					
トリクロロエチレン	0.01 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND					
ベンゼン	0.01 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND					
塩素酸	0.6 以下	0.12	0.35	0.33	0.14	ND	0.28	0.28	0.13	0.09	0.24	0.36	0.11			○	0.36	省略不可項目
クロロ酢酸	0.02 以下	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND				0.002	省略不可項目
クロロホルム	0.06 以下	0.018	0.02	0.023	0.011	0.031	0.054	0.019	0.013	0.029	0.029	0.028	0.013			○	0.054	省略不可項目
ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.008	0.012	0.01	0.005	0.016	0.026	0.009	0.004	0.006	0.010	0.010	0.004			○	0.026	省略不可項目
ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.004	0.003	0.006	0.005	0.005	0.004	0.005	0.004	0.007	0.004	0.005	0.004			○	0.007	省略不可項目
臭素酸	0.01 以下	0.001	ND	0.002	0.001	0.002	0.001	ND	0.001	ND	ND	ND	0.001			○	0.002	省略不可項目
総トリハロメタン	0.1 以下	0.031	0.032	0.042	0.024	0.049	0.074	0.034	0.024	0.05	0.044	0.045	0.024			○	0.074	省略不可項目
トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.009	0.011	0.011	0.006	0.015	0.029	0.009	0.006	0.006	0.013	0.012	0.007			○	0.029	省略不可項目
ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.009	0.009	0.013	0.008	0.013	0.016	0.01	0.007	0.014	0.011	0.012	0.007			○	0.016	省略不可項目
プロモホルム	0.09 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND					省略不可項目
ホルムアルデヒド	0.08 以下	ND	ND	ND	ND	ND	0.012	ND	ND	ND	ND	ND	ND			○	0.012	省略不可項目
亜鉛及びその化合物	1 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND					
アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.06	0.02	0.04	0.02	0.06	0.08	0.03	0.03	0.05	0.03	0.05	0.02			○	0.08	
鉄及びその化合物	0.3 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND					
銅及びその化合物	1 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND					
ナトリウム及びその化合物	200 以下	19	15	23	32	34	24	20	25	15	13	21	27			○	34	
マンガン及びその化合物	0.05 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND					
塩化物イオン	200 以下	142	148	134	167	175	159	131	151	127	129	128	188					
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	81	71	91	107	105	95	80	93	73	68	85	93			○	107	
蒸発残留物	500 以下	167	178	194	225	233	260	190	192	133	152	175	199			○	260	
陰イオン界面活性剤	0.2 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND					省略不可項目
ジェオスミン	0.00001 以下	0.000003	0.000001	ND		0.000006	0.000003	0.000002		0.000001	0.000003	0.000002				○	0.000006	
2-メチルインボルネオール	0.00001 以下	ND	0.000003	0.000009		0.000003	0.000007	ND		ND	0.000003	0.000004				○	0.000009	
非イオン界面活性剤	0.02 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND					
フェノール類	0.005 以下	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND					
有機物[全有機炭素(TOC)の量]	3 以下	1.0	0.9	1.3	1.0	1.5	1.7	0.9	0.9	0.9	0.9	1.0	0.9			○	1.7	省略不可項目
pH値	5.8-8.6	7.4	7.1	7.3	7.2	7.6	7.4	7.3	7.4	7.5	7.3	7.4	7.4				7.36	平均値 省略不可項目
味	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし					省略不可項目
臭気	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし					省略不可項目
色度	5 度以下	0.5	ND	ND	ND	0.7	0.6	ND	ND	ND	ND	ND	ND			○	0.7	省略不可項目
濁度	2 度以下	0.1	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND				0.1	省略不可項目

N.D ... 検出限界値未満



水仙

●市の花



カンナ



●市の木

茶山木

直方市上下水道・環境部

〒822-8501 直方市殿町7番1号

☎0949(25)2179